

目次

マイナンバー制度について

- 1 マイナンバー制度とは…………… 2
- 2 マイナンバー制度での個人情報の取扱い…………… 4
- 3 今後のスケジュール…………… 5
- 4 マイナンバーの付番方法…………… 6

個人番号カード等について

- 5 個人番号カードの用途…………… 7
- 6 個人番号カードの民間での利用…………… 8
- 7 個人番号カードの取得…………… 9
- 8 個人番号カード交付時の本人確認…………… 10
- 9 外国人の個人番号カードの取得…………… 11
- 10 個人番号カードの有効期限…………… 12
- 11 通知カードの返納…………… 13
- 12 個人番号カードの点字対応…………… 13
- 13 マイナンバー制度導入後の住基カードの利用…………… 14

電子証明書等について

- 14 電子証明書の搭載…………… 15
- 15 電子証明書の利用方法…………… 16
- 16 電子証明書の有効期間…………… 17
- 17 住基カードの独自利用サービスの継続提供…………… 18

その他

- 18 住所地等に変更がある場合…………… 19
- 19 引越しをした場合…………… 20
- 20 なりすましの防止…………… 21
- 21 個人番号カードからの情報漏洩…………… 22
- 22 マイナポータルとは…………… 23
- 23 通知カードを紛失した場合…………… 24
- 24 個人番号カードを紛失した場合…………… 24



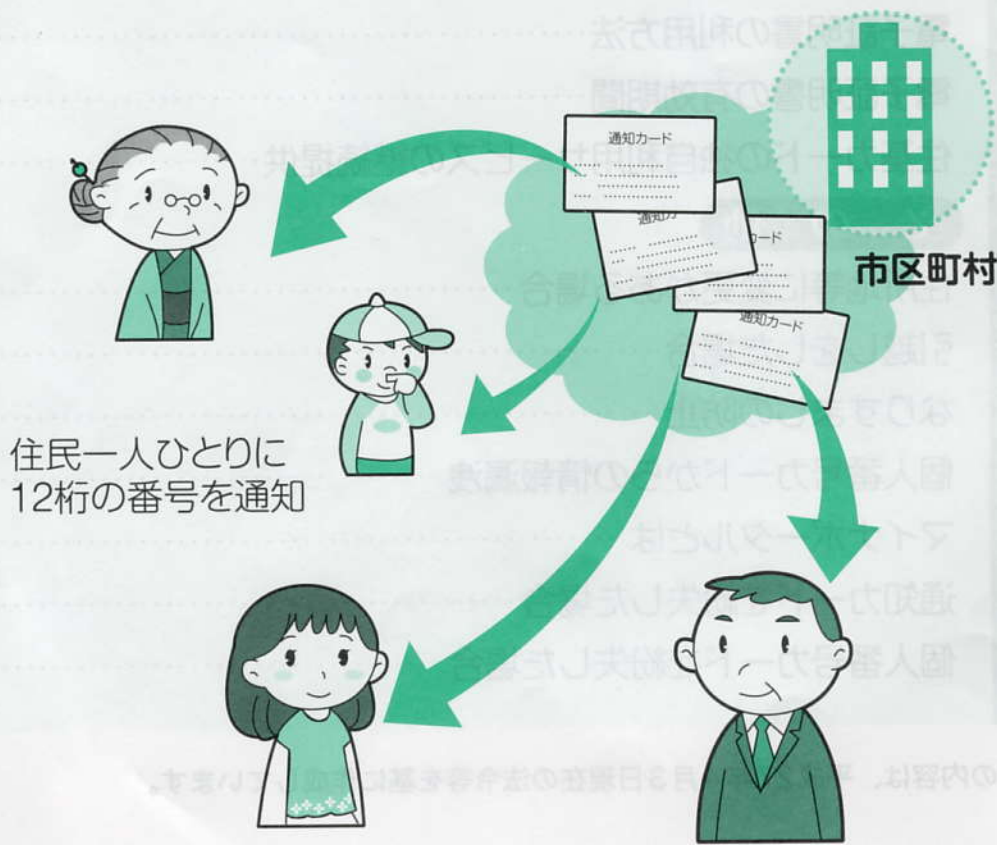
1 マイナンバー制度とは

Q マイナンバー制度とは、どのような制度ですか。

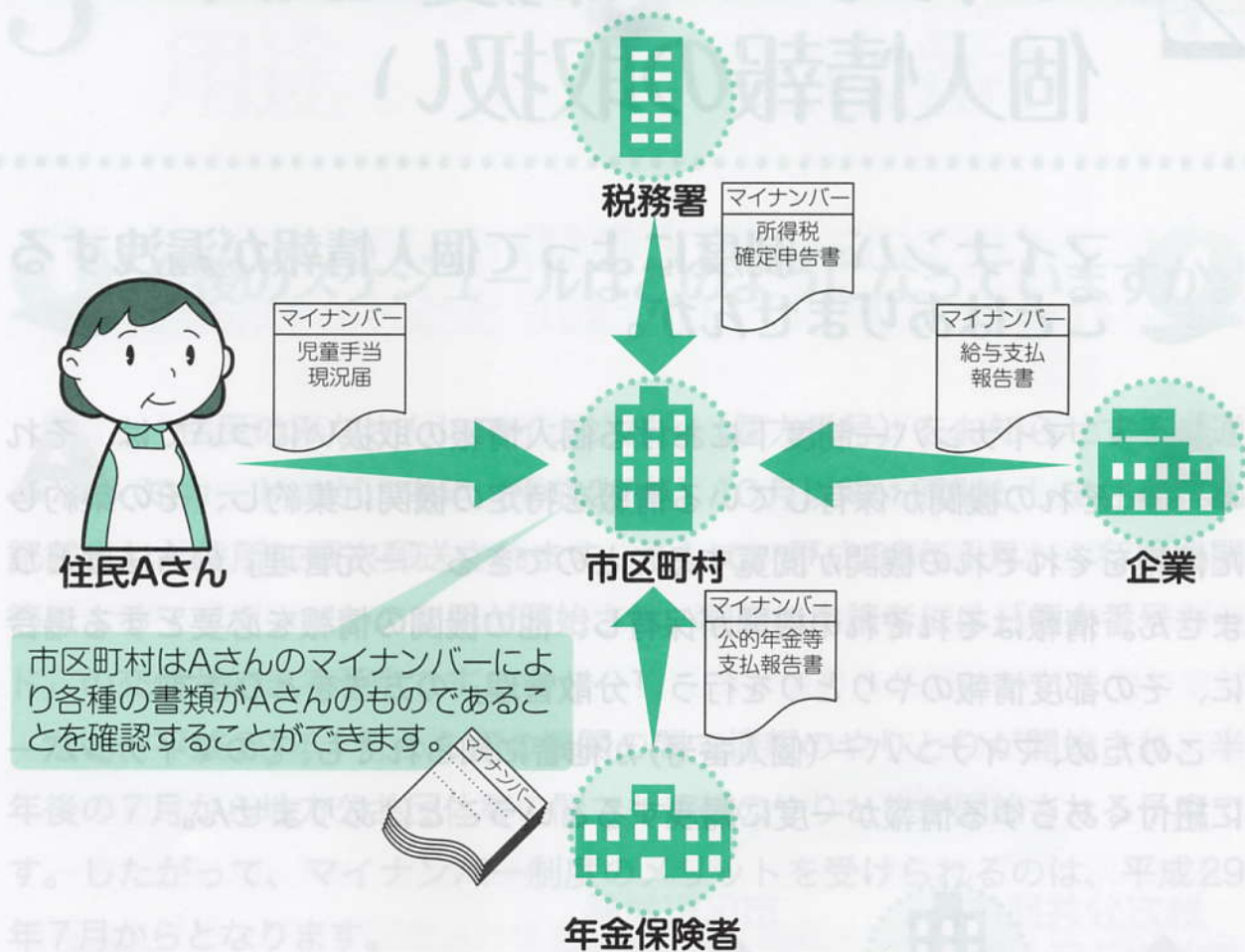
A マイナンバーとは、正式には「個人番号」といい、住民票を有する住民一人ひとりに付けられる12桁の番号のことです。

マイナンバー制度（「社会保障・税番号制度」ともいいます。）は、このマイナンバーを使って、税務署などの国の機関や地方公共団体、健康保険組合などが持っている個人のさまざまな情報を同一人の情報かどうか確認する社会基盤です。

このマイナンバーを国の機関や地方公共団体などが、基本的に、社会保障、税、災害対策の3分野で活用することにより、スムーズな申告・申請等が可能となり、住民サービスのより一層の向上につながると考えられています。たとえば、転職してもマイナンバーは変わらないため、年金納付期間の抜け落ちなどのリスクがなくなるなどのメリットがあります。



〈マイナンバー制度のイメージ〉



マイナンバーの利用分野

社会保障分野

年金分野

年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用

労働分野

雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
ハローワーク等の事務等に利用

福祉・医療・その他分野

医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用
福祉分野の給付を受ける際に利用
生活保護の実施等に利用
低所得者対策の事務等に利用

税分野

国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載
当局の内部事務等に利用

災害対策分野

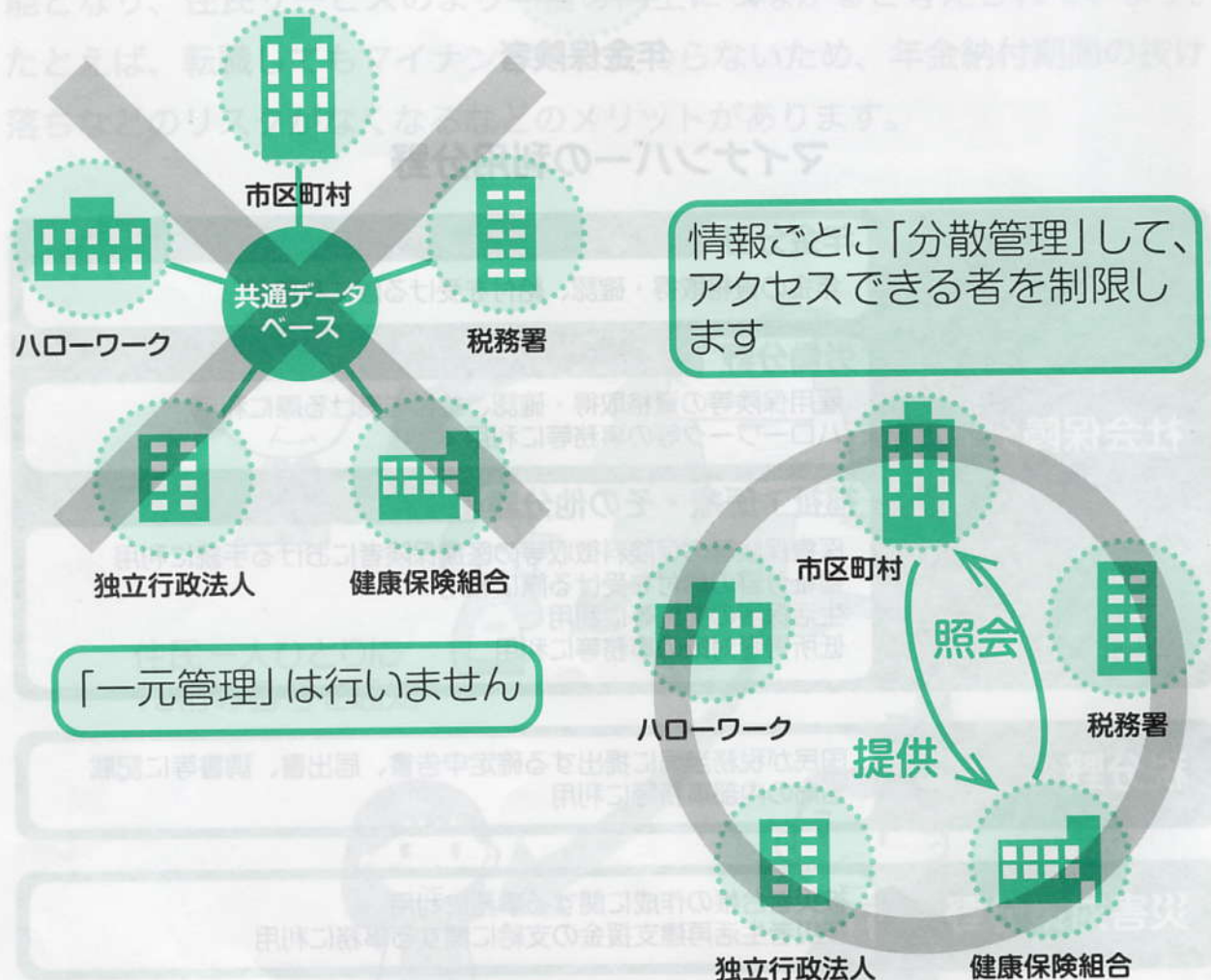
被災者台帳の作成に関する事務に利用
被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用

2 マイナンバー制度での 個人情報の取扱い

Q マイナンバー制度によって個人情報が漏洩することはありませんか。

A マイナンバー制度下における個人情報の取扱いについては、それぞれの機関が保有している情報を特定の機関に集約し、その集約した情報をそれぞれの機関が閲覧することのできる「一元管理」の方法はとりません。情報はそれぞれの機関が保有し、他の機関の情報を必要とする場合に、その都度情報のやりとりを行う「分散管理」の方法をとります。

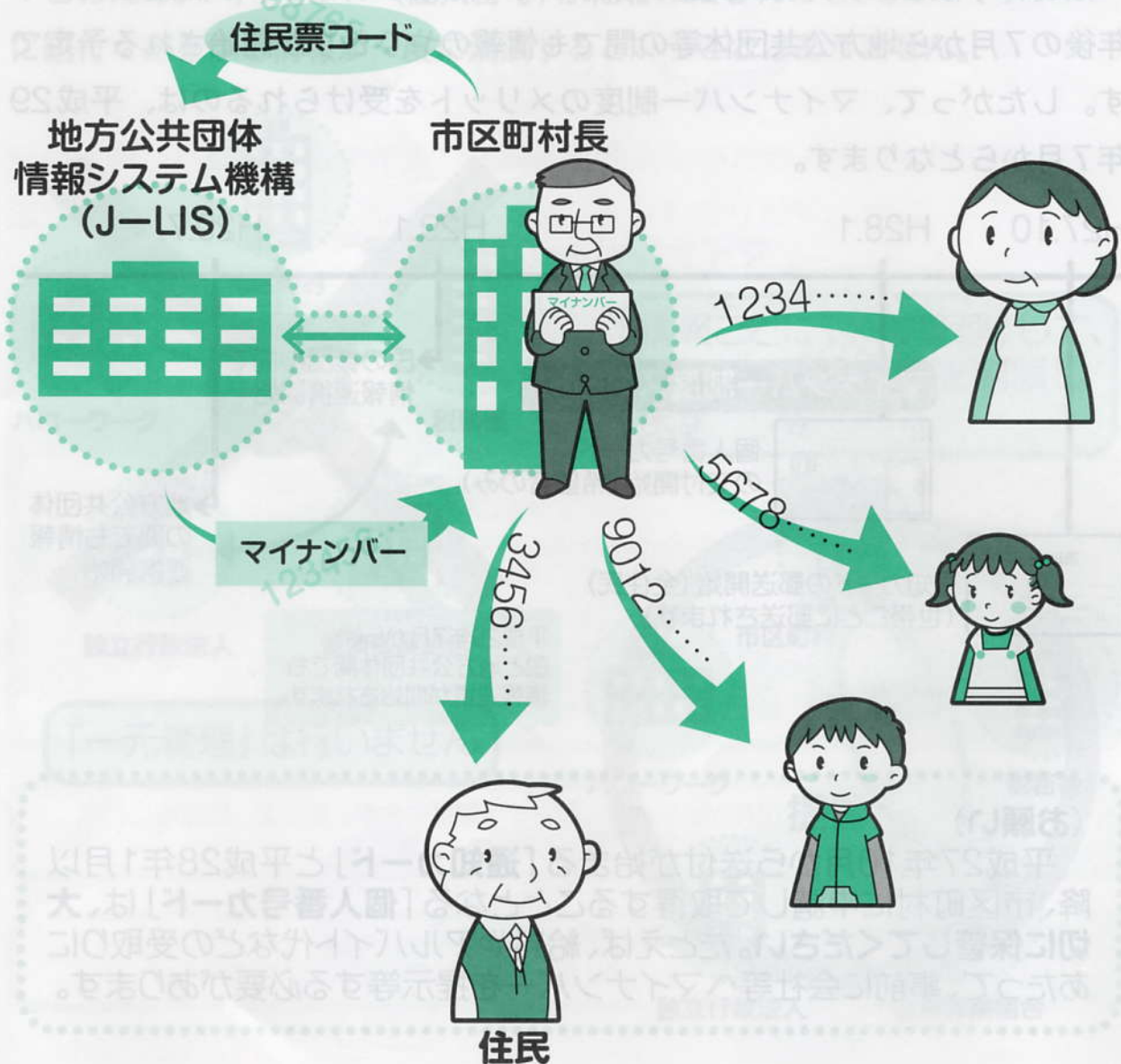
このため、マイナンバー（個人番号）が他者に知られても、そのマイナンバーに紐づくあらゆる情報が一度に漏洩するということはありません。



4 マイナンバー?の付番方法

マイナンバー（個人番号）はどのように付番されるのですか。

A マイナンバー制度では、住民票を有する全ての住民に対して1人1番号の12桁のマイナンバーを住所地の市区町村長が指定します（夫婦や親子でも連番になっていません）。マイナンバーは住民票コードを基礎にして作成されるため、国外に滞在している人など、住民票がない場合はマイナンバーは付番されません。



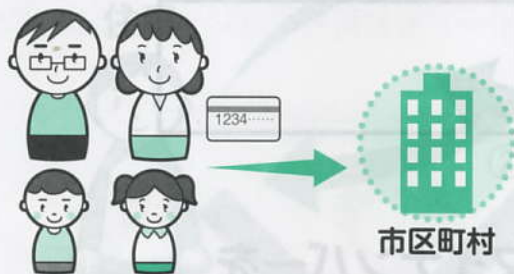
5 個人番号カードの用途

Q 個人番号カードは、何に使えるのですか。また、通知カードとどう違うのですか。

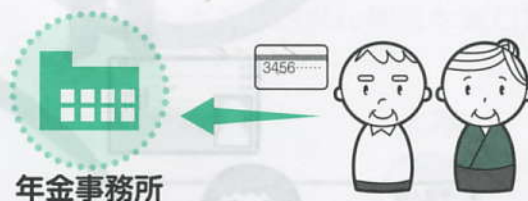
A 個人番号カードは、住民基本台帳カード（以下、「住基カード」といいます。）と同様、ICチップの付いたカードを予定しており、表面に氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報と顔写真、裏面にマイナンバー（個人番号）が記載される予定です。本人確認のための身分証明書として使用できるほか、図書館カードや印鑑登録証など地方公共団体等が条例で定めるサービスに利用できます。また、e-Taxの電子申請等が行える電子証明書も標準搭載されます。

一方、通知カードは、紙製のカードで、氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報とマイナンバーが記載されます。顔写真は掲載されませんので、通知カード単体での本人確認ができないため、申請等を行う場合には、運転免許証等の顔写真付きの公的な証明書等の提示が必要となります。

毎年6月の児童手当の現況届の際に市区町村にマイナンバーを提示します



厚生年金の裁定請求の際に年金事務所にマイナンバーを提示します



証券会社や保険会社等はマイナンバーの提示を受け、法定調書等に記載します



勤務先はマイナンバーの提示を受け、源泉徴収票等に記載します



6 個人番号カードの 民間での利用

個人番号カードは、レンタル店やスポーツクラブに入会する場合などに、身分証明書として使えるのでしょうか。

A 個人番号カードの表面には、氏名、住所、生年月日、性別の基本4情報と顔写真が掲載されますので、身分証明書としてレンタル店などで広くご利用いただけます。その際、カードの裏面に記載されているマイナンバー(個人番号)をレンタル店などに提供する必要はありません。また、レンタル店などがマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることは、法律で禁止されています。

身分証明書としての
利用はOK

店員



マイナンバーを
提示する必要は
ありません



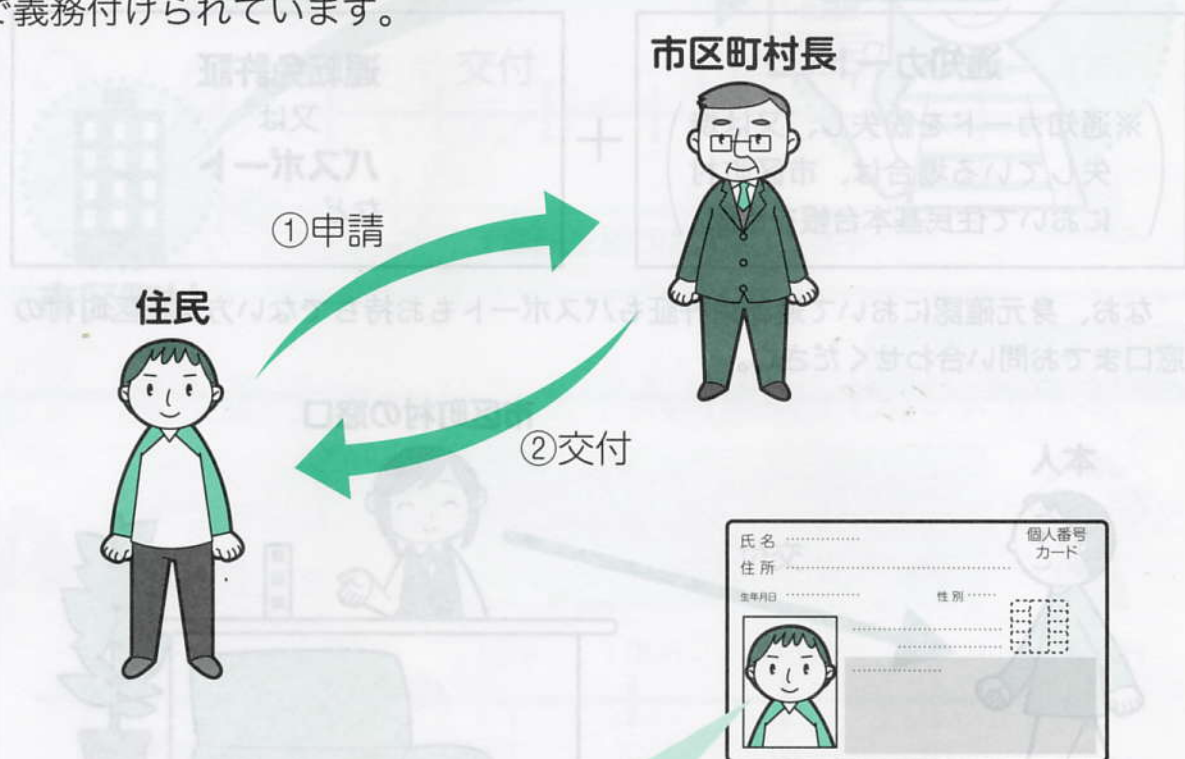
7 個人番号カードの取得

Q 個人番号カードの取得は義務付けられるのですか。また、顔写真は必ず掲載することになるのですか。

A 個人番号カードは、住民の申請により市区町村長が交付することとされていますので、その取得は強制（義務）ではありません。

個人番号カードは、さまざまな行政手続におけるマイナンバー（個人番号）の確認や本人確認の手段として用いることとなりますので、住民生活の利便性の向上という意味でも、できるだけ多くの住民のみなさんに取得していただきたいと考えています。

なお、顔写真については、個人番号カードの表面に掲載することが、法律で義務付けられています。



顔写真は必ず掲載されます



8 個人番号カード 交付時の本人確認

Q 個人番号カードの交付を受ける際の本人確認はどのように行うのですか。

A 個人番号カードの交付を受ける際は、原則として、ご本人が市区町村の窓口に出向き、本人確認^(注)を行ったうえで、交付することになります。ただし、病気などによりご本人が出向くことが難しい場合は、ご本人が指定する代理人による受け取りも可能です。

なお、住基カードを取得している場合は、住基カードを返却する必要がありますので、ご注意ください。

(注) この場合の本人確認は、以下のように番号確認と身元確認によって行います。

番号確認

通知カード

(※通知カードを紛失し、又は焼失している場合は、市区町村において住民基本台帳を確認)

身元確認

運転免許証

又は

パスポート

など

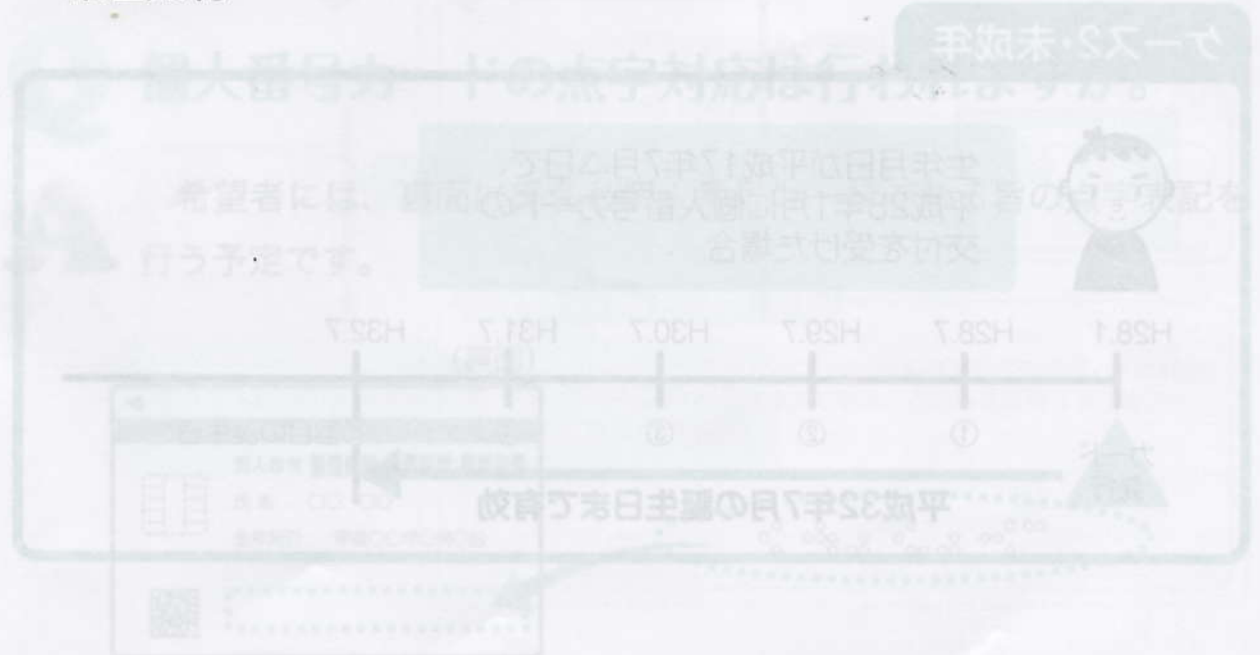
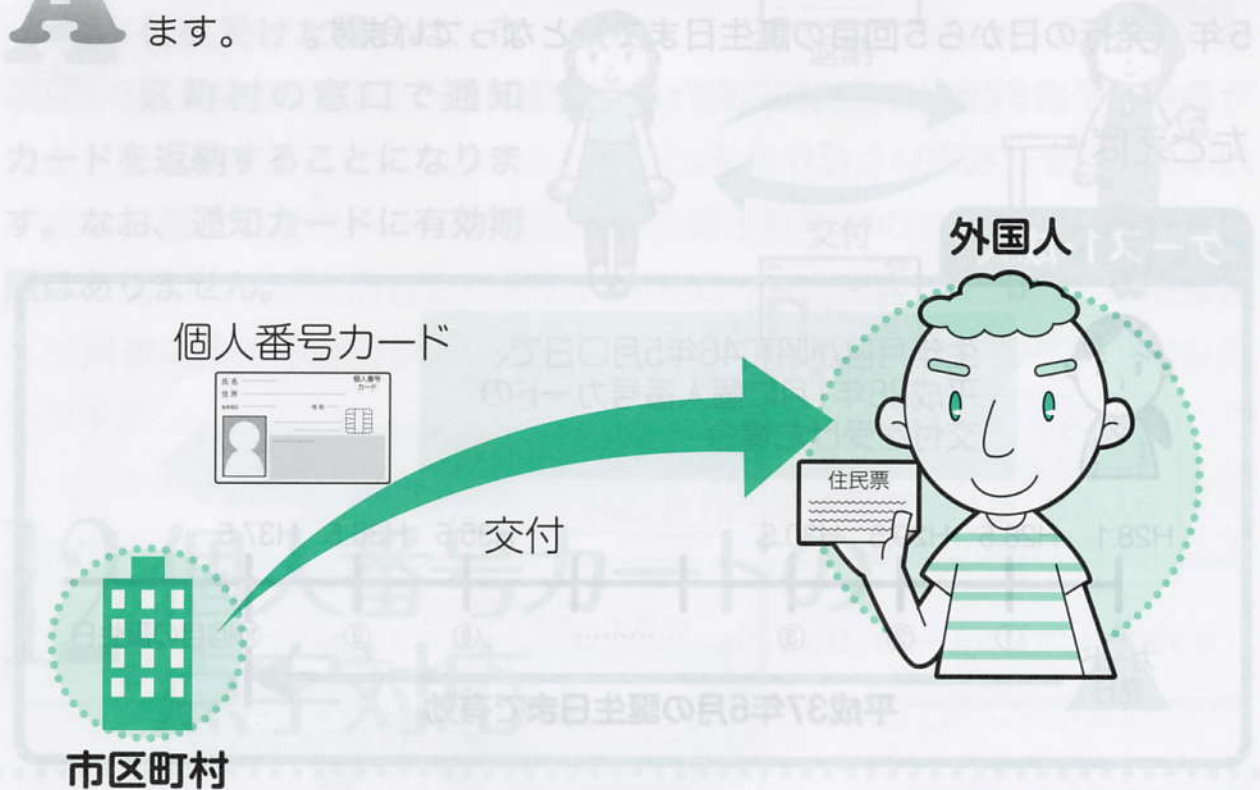
なお、身元確認において運転免許証もパスポートもお持ちでない方は市区町村の窓口までお問い合わせください。



9 外国人の 個人番号カードの取得

Q 外国人は個人番号カードを取得することができるのでしょうか。

A 住民票を有していれば、個人番号カードを取得することができます。



10 個人番号カードの有効期限

個人番号カードに有効期限はありますか。

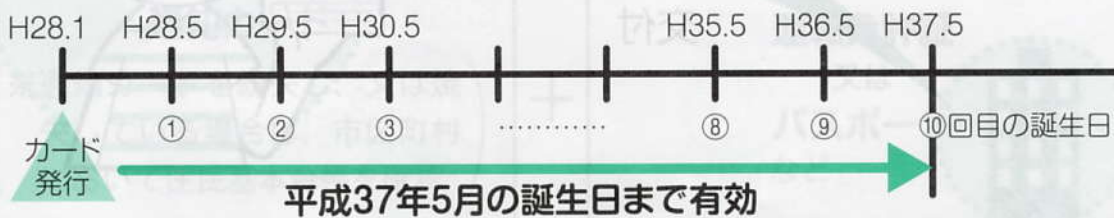
A 個人番号カードの有効期限は、20歳以上の方は10年（発行の日から10回目の誕生日まで）、20歳未満の方は容姿の変化を考慮して5年（発行の日から5回目の誕生日まで）となっています。

たとえば…

ケース1・成人



生年月日が昭和46年5月○日で、平成28年1月に個人番号カードの交付を受けた場合



ケース2・未成年



生年月日が平成17年7月△日で、平成28年1月に個人番号カードの交付を受けた場合



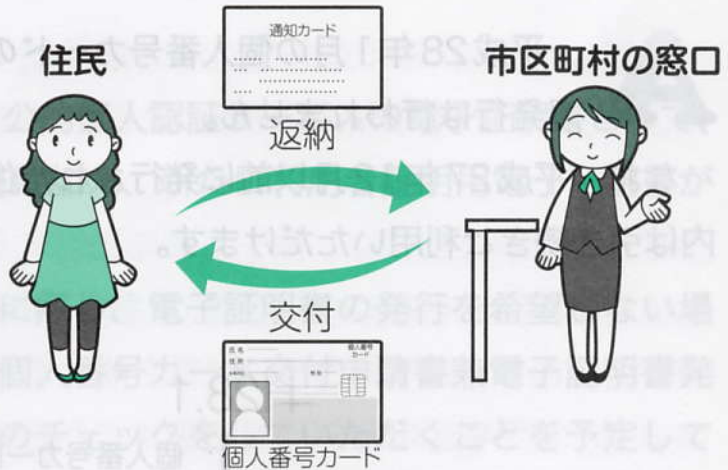
11 通知カードの返納



個人番号カードの交付を受けた際、通知カードはどのようにすればよいですか。



個人番号カードの交付を受けた場合は、市区町村の窓口で通知カードを返納することになります。なお、通知カードに有効期限はありません。



12 個人番号カードの点字対応



個人番号カードの点字対応は行われますか。



希望者には、裏面に氏名と個人番号カードである旨の点字表記を行う予定です。

(裏面)

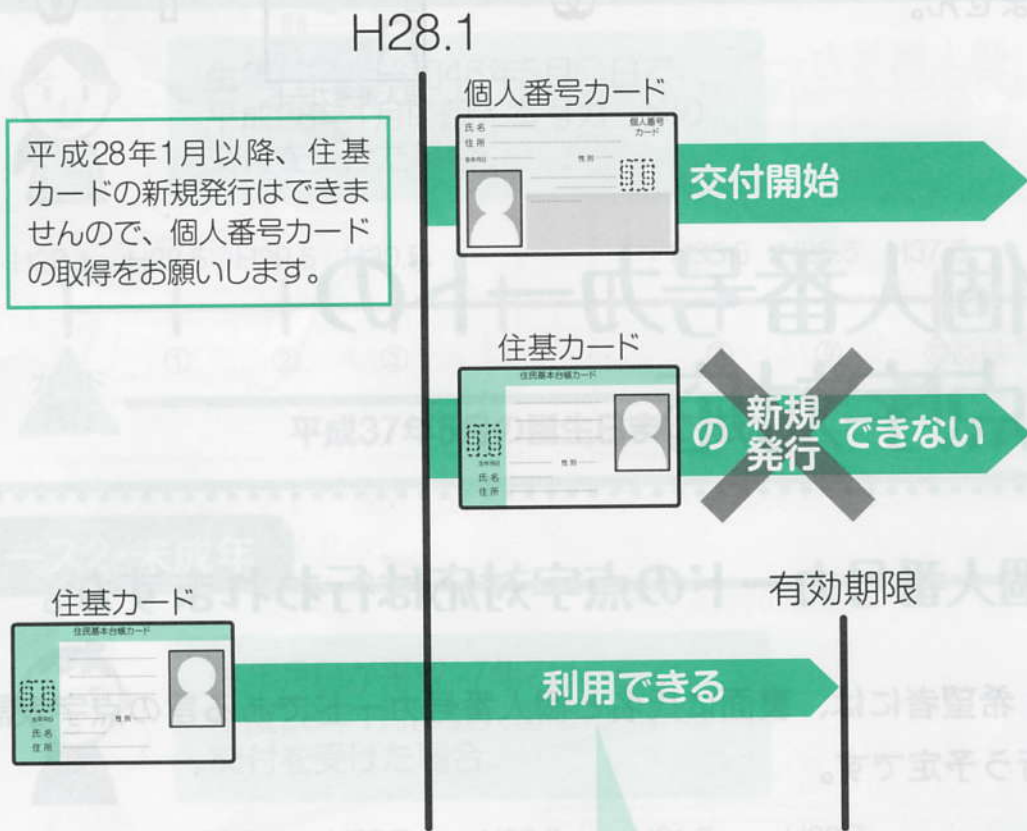


13 マイナンバー? 制度導入後の 住基カードの利用

Q マイナンバー制度が導入されると、住基カードはどうなるのですか。

A 平成28年1月の個人番号カードの交付開始以降、住基カードの新規発行は行われません。

なお、平成27年12月以前に発行された住基カードについては、有効期限内は引き続きご利用いただけます。



個人番号カードを取得した場合は住基カードを返納することになります。

14 電子証明書の搭載



Q 住基カードに搭載されている公的個人認証サービスの電子証明書は、個人番号カードにも搭載されますか。

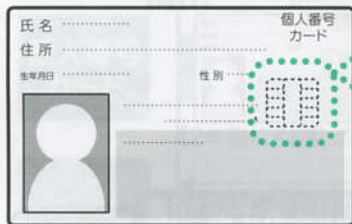
A 個人番号カードには、公的個人認証サービスの電子証明書として、従来の署名用電子証明書に加え、新たに利用者証明用電子証明書が搭載されることとなります。

なお、個人番号カードの申請に際し、電子証明書の発行を希望しない場合は、通知カードに同封される個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書に発行を希望しない旨のチェックをしていただくことを予定しています。

個人番号カードに格納される電子証明書

公開鍵暗号方式

公的個人認証サービスが採用する暗号方式。秘密鍵と公開鍵はペアとなっており、片方の鍵で暗号化されたものは、もう一方の鍵でしか復号できない性質をもつ。



署名用電子証明書 (既存)

(性質)
インターネットで電子文書を送信する際などに、署名用電子証明書を用いて、文書が改ざんされていないかどうか等を確認することができる仕組み
(利用されるデータの概要)

署名

申請書等
(平文)

電子署名
(申請書等を
秘密鍵で署名)

公開鍵+電子証明書
(基本4情報含む)

氏名
住所
生年月日
性別

利用者証明用電子証明書 (新規)

(性質)
インターネットを閲覧する際などに、利用者証明用電子証明書 (基本4情報の記載なし) を用いて、利用者本人であることのみを証明する仕組み
(利用されるデータの概要)

利用者証明

公開鍵+電子証明書

15 電子証明書の 利用方法

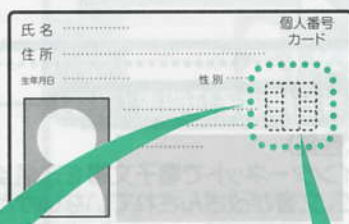
Q 電子証明書の利用方法について、教えてください。

A 前ページのとおり、個人番号カードには、署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書の2種類の電子証明書が搭載されることになります。

署名用電子証明書は、電子文書を送信する際などに文書が改ざんされていないかを確認するための証明書で、基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）等が記録されており、各種の文書を伴う電子申請等に利用されます。

一方、利用者証明用電子証明書は、利用者本人であることを証明するための証明書であり、マイナポータル（22のQ&A参照）のログインや各種証明書のコンビニ交付サービスを受ける場合、インターネットを閲覧する際、等での利用が想定されています。

個人番号カード



署名用電子証明書

(利用局面)
e-Taxの確定申告等、文書を伴う電子申請等に
利用される。

電子文書を送信する際などに利用

利用者証明用電子証明書

(利用局面)
マイナポータルのログイン等、本人であることの
認証手段として利用される。

マイナポータルのログイン、各種証明書のコンビニ
交付サービスを受ける場合、インターネットを閲覧
する際に利用

16 電子証明書の有効期間



電子証明書に有効期間はありますか。

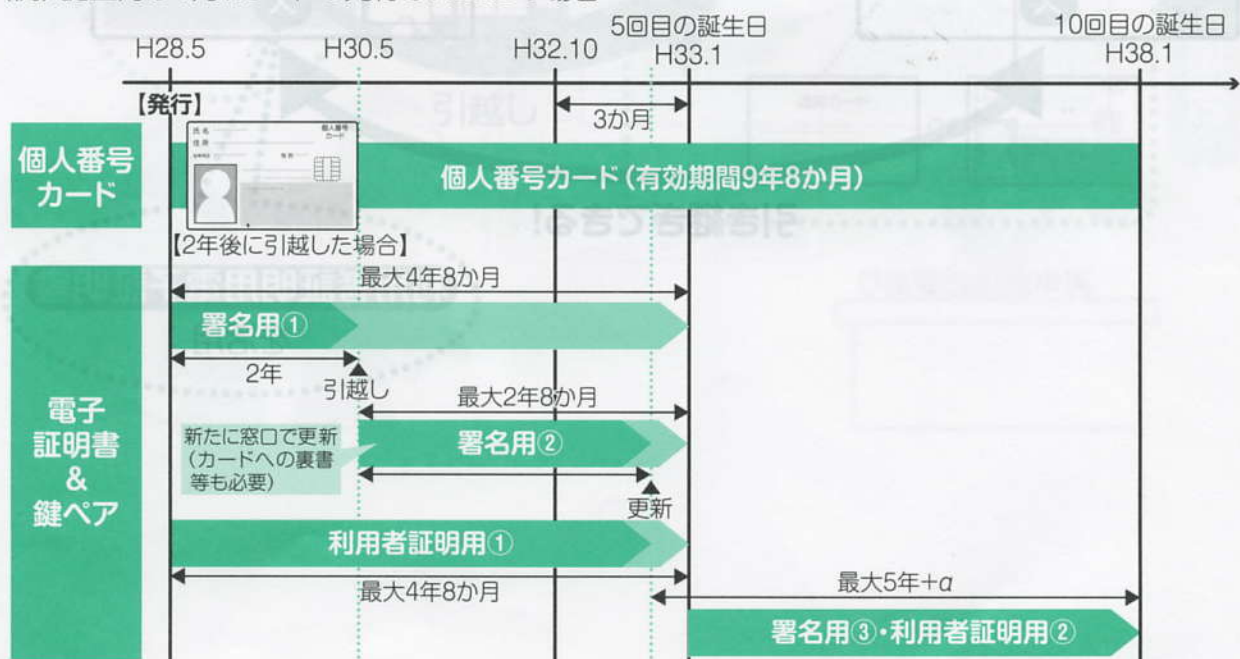
A 平成28年1月以降に発行される電子証明書の有効期間は、原則として個人番号カードの有効期間にかかわらず、発行の日から5回目の誕生日までとなります。

ただし、外国人住民については、在留期間が上記の期間より短い場合、在留期間の満了する日までとなります。なお、在留期間の更新等により個人番号カードの有効期間を変更した場合でも、電子証明書の有効期間は変更できないため、電子証明書の利用継続を希望するときは、新たな電子証明書を発行することになります。

また、引越しをした場合などは、署名用電子証明書が失効となってしまいますので、新たに住所地市区町村窓口で署名用電子証明書の発行を行うこととなります。この場合、署名用電子証明書の有効期間は利用者証明用電子証明書の有効期間の満了日と同じになります。

個人番号カードと電子証明書の有効期間の関係

(例) 誕生月が1月、カードの発行がH28.5の場合

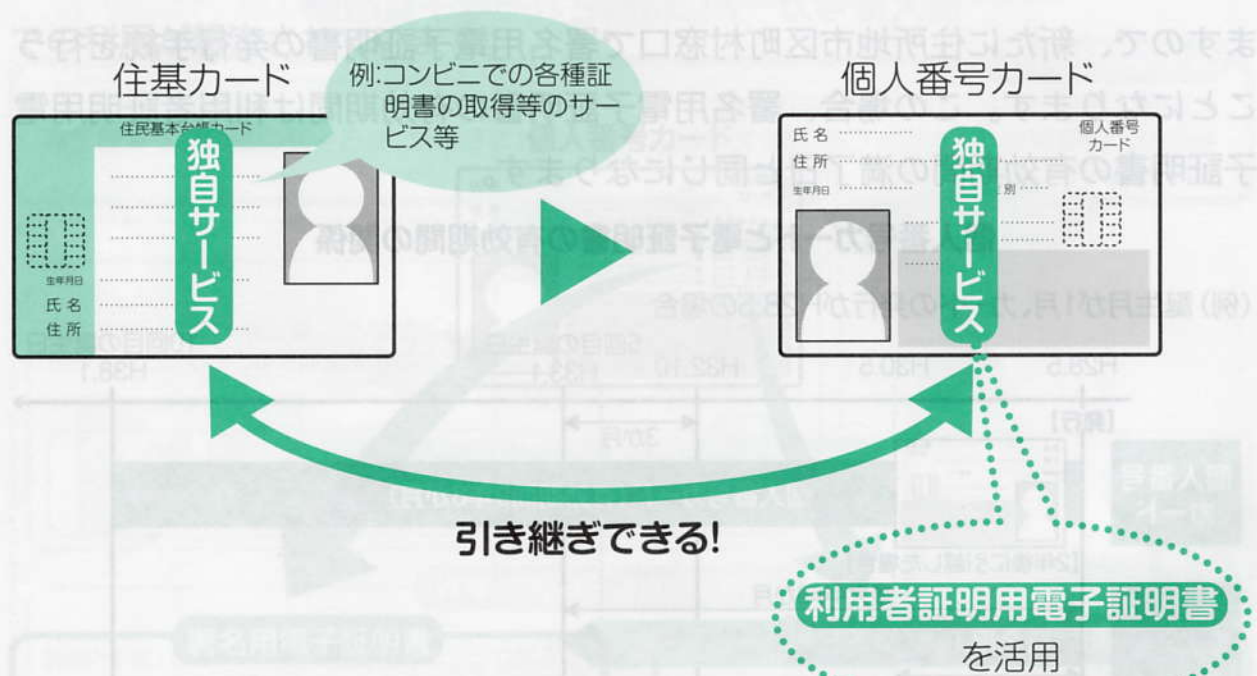


17 住基カードの独自利用サービス サービスの継続提供

Q 現行の住基カードの独自利用サービスについては、今後どのようなようになるのでしょうか。

A 現在、一部の市区町村が住基カードにより、コンビニでの各種証明書の取得等のサービスを独自に提供しています。このような利用サービスについては、個人番号カードにおいても引き続き提供できるとされており、

なお、個人番号カードによるコンビニ交付サービスは、利用者証明用電子証明書を用いた方式が新たに導入されることから、独自のアプリケーションを搭載する必要がなく、条例を定める必要もないため、従来に比べ導入しやすくなると考えられます。



18 住所地等に変更がある場合

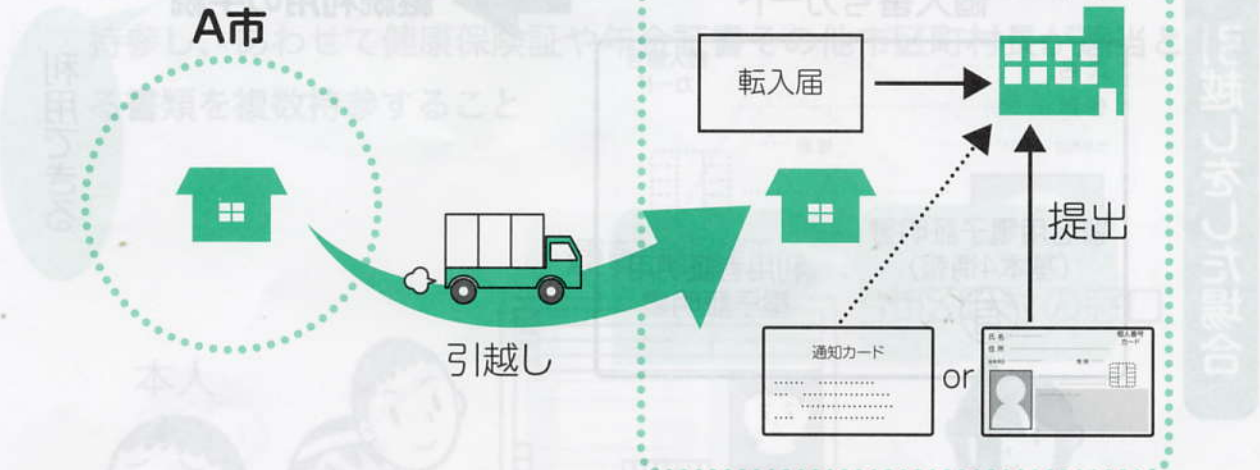
Q 通知カードや個人番号カードの記載内容に変更があったときは、どのような手続が必要ですか。

A 引越しなどで以後居住することになる市区町村に転入届を提出する際、通知カードか個人番号カードのいずれかを同時に提出し、カードの記載内容を変更する必要があります。

それ以外の場合でも、通知カードあるいは個人番号カードの記載内容に変更があったときは、14日以内に市区町村に届け出て、カードの記載内容を変更する必要があります。

①運転免許証やパスポートをもちながら引越を済ませる場合は、引越後速に役所へ届出すること

②本人確認書類を提出できない方は、住所に送付された通知カードを本人の意思に基づき取り戻すことを確認するための照会書に署名し、本人確認書類を複数所持すること

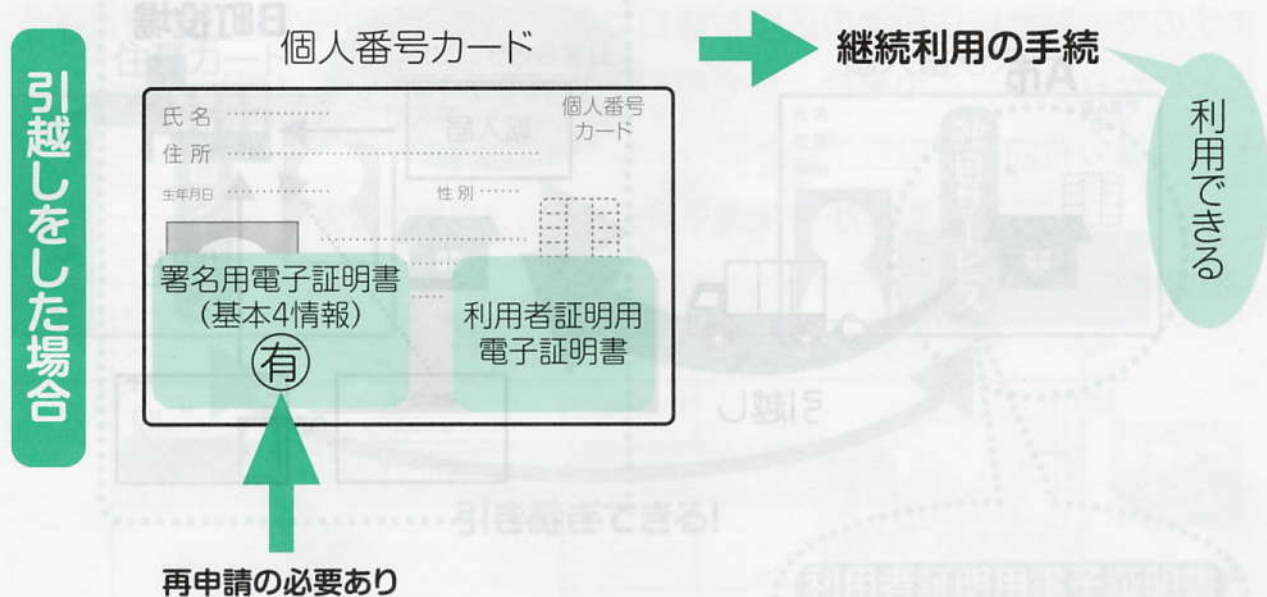


19 引越しをした場合

引越したら再申請が必要なのでしょうか。

A 前ページのとおり、個人番号カードの継続利用を行うことで、再申請をせずに、引き続き利用することができます。

ただし、個人番号カードに搭載された署名用電子証明書には住民票の基本4情報（氏名、住所、生年月日、性別）が記録されていますので、引越しにより住所を変更した場合は失効することとなり、再申請が必要となります。なお、利用者証明用電子証明書については、基本4情報が記録されていないため失効しませんので、引き続き利用できます。



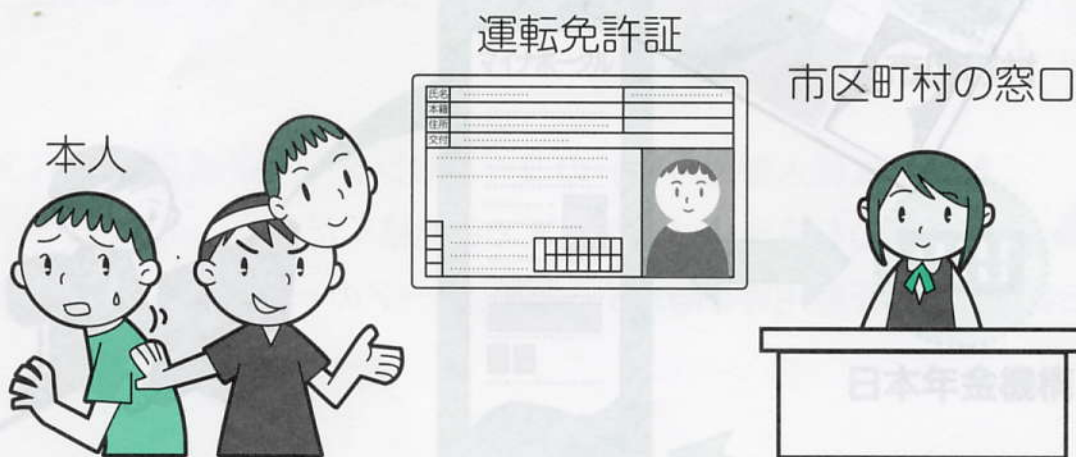
20 なりすましの防止



個人番号カードのなりすまし取得については、どのように防止するのでしょうか。

A 個人番号が記載された個人番号カードは、就職、子育て、年金受給等における本人確認に利用することになりますので、活用の場面は確実に増えます。したがって、なりすまし等によるカードの不正取得を防止することはたいへん重要であり、個人番号カードの交付を受ける際に市区町村の窓口において、以下の厳格な本人確認が必要であると考えられています。

- ① 運転免許証やパスポートといった顔写真付きの本人確認書類を提示すること
- ② 本人確認書類を提出できない方は、住所に送付された、申請が本人の意思に基づくものであることを確認するための照会書に必要事項を記入・持参し、あわせて健康保険証や年金証書その他市区町村長が適当と認める書類を複数持参すること



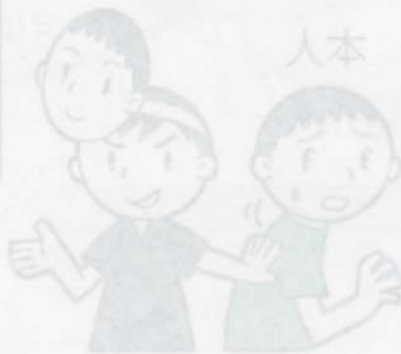
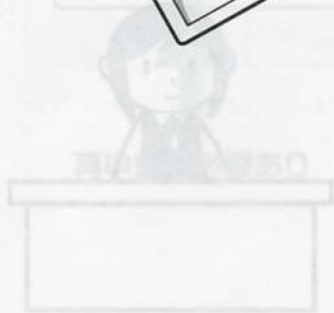
自身の情報を「マイナポータル」で確認

21 個人番号カードからの 情報漏洩

個人番号カードのICチップから情報が筒抜けになる可能性はないのでしょうか。

A 個人番号カードのICチップには、税や年金の情報などプライバシー性の高い情報は記録されません。したがって、ICチップからプライバシー性の高い個人情報が漏洩することはありません（ICチップに記録される情報は、カード面に記載されている情報や公的個人認証の電子証明書等に限定されています。）。

税や年金等の
情報は入っていません!



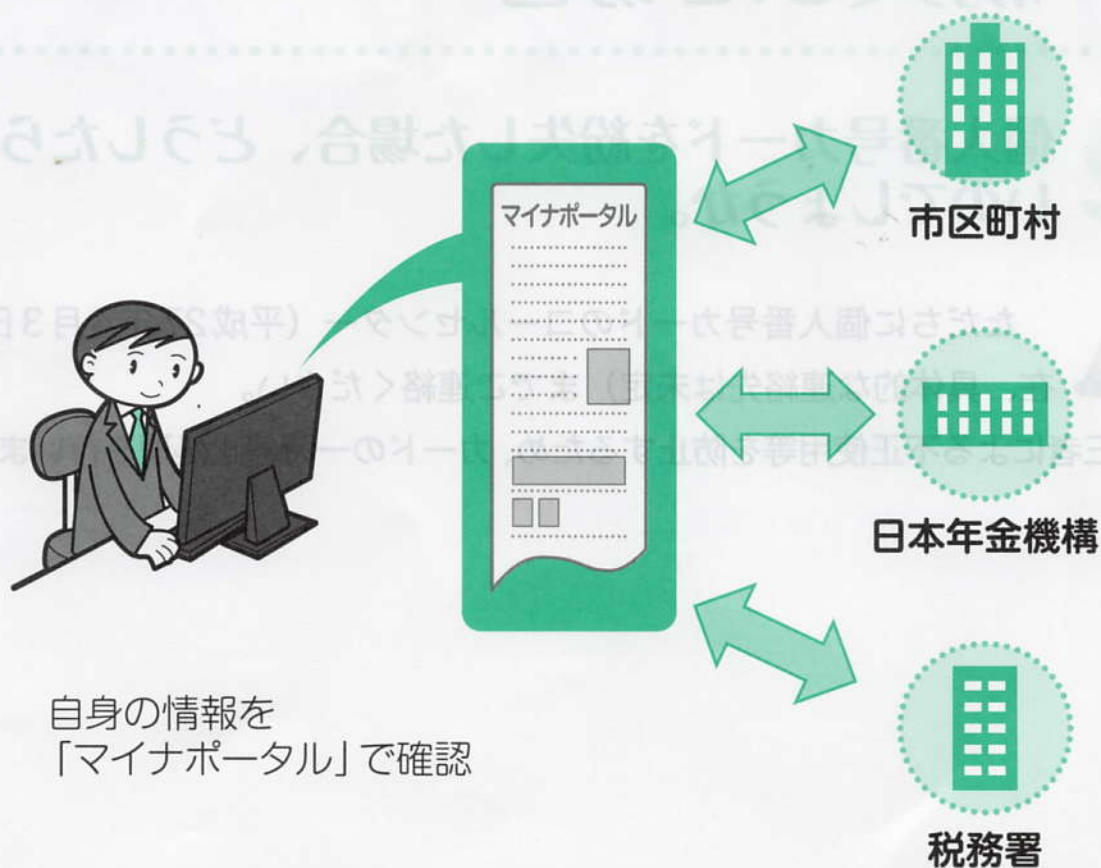
22 マイナポータルとは



マイナポータルについて教えてください。

A マイナポータルとは、行政機関がマイナンバー（個人番号）の付いた自分の情報をいつ、どこでやりとりしたのかが確認できるほか、行政機関が保有する自分の情報や行政機関から自分に対しての必要なお知らせなどの情報等を自宅のパソコン等から確認できる、国民一人ひとりに提供される専用のポータルサイトです。たとえば、各種社会保険料の支払金額や確定申告等を行う際に参考となる情報の入手等が行えるようになる予定です。

なお、なりすましの防止等、情報セキュリティに十分に配慮する必要があることから、マイナポータルにログインする際、マイナンバーを用いずに本人確認をする仕組みを考えています。具体的には、個人番号カード等に格納された電子証明書とパスワードを組み合わせる公的個人認証を採用する予定です。



23 通知カードを紛失した場合

Q 通知カードを紛失した場合、どうしたらよいのでしょうか。

A 住民票のある市区町村まで、ご連絡ください。一定の手続を経たうえで通知カードを再発行するか、個人番号カードの交付申請を行っていただくことも考えられます。

24 個人番号カードを紛失した場合

Q 個人番号カードを紛失した場合、どうしたらよいのでしょうか。

A ただちに個人番号カードのコールセンター（平成27年4月3日現在、具体的な連絡先は未定）までご連絡ください。

第三者による不正使用等を防止するため、カードの一時停止処理を行います。